

契 約 書 (案)

印紙

愛媛県立しげのぶ特別支援学校長 (以下「甲」という。) と、
愛媛県立みなら特別支援学校長 (以下「乙」という。) と、
(以下「丙」という。) とは愛媛県立しげのぶ特別支援学校及
び愛媛県立みなら特別支援学校のエレベータ保守点検業務について、下記の条項
により委託契約を締結する。

(給付の目的)

第1条 甲乙は、愛媛県立しげのぶ特別支援学校及び愛媛県立みなら特別支援学
校のエレベータ保守点検業務を別添「愛媛県立しげのぶ特別支援学校及び愛媛
県立みなら特別支援学校エレベータ保守点検業務仕様書」(以下「仕様書」と
いう)により丙に委託し、丙は、これを受託するものとする。

所在場所

愛媛県東温市田窪 2 1 3 5 愛媛県立しげのぶ特別支援学校

愛媛県東温市見奈良 1 5 4 5 愛媛県立みなら特別支援学校

種類及び台数

フジテック株式会社製エレベータ 2 基

機械番号

第EHA9163号(しげのぶ特別支援学校 本館)

第EHA5946号(みなら特別支援学校 第5教棟中央)

(業務の内容)

第2条 丙は、仕様書に基づき技術者を派遣し、前条のエレベータについて点検
(巻上機、電動機、制御盤等の注油及び清掃並びに簡単な調整を含む。)を行
い、かつ、不時の故障の際、甲乙より通知のあったときは、直に技術者を派遣
し点検する。

第3条 前条の点検に必要な部品のうち次のものは丙が供給する。

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 制御盤コンタクト類 | (5) ランプ類(照明用ランプは除く) |
| (2) カーボン・ブラッシュ類 | (6) 油脂類(ギヤオイル・油圧式昇降機の作動油取替は除く) |
| (3) ヒューズ類 | (7) グランド・パッキング |
| (4) リード類 | (8) ウェス |

第4条 次の事項は本契約には含まれない。

- 1 第3条の点検に必要な部品以外に発生した修理、又は取替え(主索・調速機ロープ・電線類・歯車・軸受・ブレーキシューライニング等の取替え、機械の分解手入れ等。)を行う場合の費用。
- 2 前項の修理又は取替え工事に必要な建築関係工事。
- 3 諸法規の改定又は官公署の命令若しくは要請により設備の改修又は新規附属追加に関する工事。
- 4 機械室内建築及び電気附属設備(照明器具・換気装置等)の修理、取替え及び昇降路周壁の建築補修工事。

(作業時間)

第5条 本契約に定めたすべての点検又は工事は、特に定めのない場合は丙の就業時間(丙の通常勤務日の通常就業時間)内に行うものとする。

ただし、エレベータが故障した場合は、丙の就業時間外においても甲乙の請求により速やかに技術員を派遣し修理を行うものとする。

(管理の責任)

第6条 丙は、エレベータの装置のいかなる部分に対しても、占有若しくは管理(防災管理を含む)するものではない。これが占有若しくは管理に基づく責任は甲乙に帰属するものとする。天災、不可抗力その他直接丙の責によらない事

由によって生じた損害ならびにすべての間接的損害については、丙はその責めを負わない。

(契約期間)

第7条 委託業務の契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(契約金額及び契約保証金)

第8条 契約金額は、年額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とし、本エレベータ保守点検業務に対する委託料金とする。
また契約保証金は免除とする。
（しげのぶ特別支援学校分 円）
（みなら特別支援学校分 円）

(契約金の支払方法)

第9条 丙は、保守点検業務終了後、四半期ごとに、前条で定める甲乙それぞれの契約金年額を4等分し、甲乙に請求するものとする。その場合、1円未満の端数が生じた場合は、最初の四半期に加算するものとする。
甲乙は、請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲乙は、その責めに帰すべき理由により前条の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を丙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲乙は、丙が信義に基づき誠実に委託業務を履行しない場合または丙の責に帰すべき事由により、甲乙に対し損害を与えた場合には、丙に対して損害の賠償を請求することができる。

(代理受領の禁止)

第12条 丙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利義務の譲渡)

第13条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲乙の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、丙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲乙の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第14条 丙は、委託業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲乙の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(甲の解除権)

第15条 甲乙は、丙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約

を解除することができる。

2 甲乙は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 丙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 丙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲乙が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 丙の役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 丙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 丙（ウ及びエにあっては、丙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲乙の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第17条の規定によらないで、丙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲乙に帰属するものとする。

4 丙は、第1項又は第2項の規定により甲乙が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第16条 丙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 丙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲乙は、その支払わない額に甲乙の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの

日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(丙の解除権)

第17条 丙は、甲乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(機密の保持)

第18条 丙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第20条 本エレベータ保守点検業務実施後、諸材料の各価格、労務費その他に変動を生じ契約料金に増減の要がある場合は、甲乙と丙が協議のうえこれを変更することができる。

2 この委託契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるもののほか、必要に応じて甲乙、丙が協議のうえ定めるものとする。

契約締結の証として、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

「甲」 住 所 愛媛県東温市田窪 2 1 3 5 番地
氏 名 愛媛県立しげのぶ特別支援学校長

「乙」 住 所 愛媛県東温市見奈良 1 5 4 5 番地
氏 名 愛媛県立みなら特別支援学校長

「丙」 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。